

議案第10号

入間市印鑑条例及び入間市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市印鑑条例及び入間市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例

(入間市印鑑条例の一部改正)

第1条 入間市印鑑条例（昭和50年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「のうち、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であつて、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けているものについて」を削り、「当該個人番号カード」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であつて、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
- (2) 移動端末設備（法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、有効期間内であつて、かつ、法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

(入間市手数料の特例に関する条例の一部改正)

第2条 入間市手数料の特例に関する条例（令和3年条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であつて、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けている者が」を「入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）別表1の項、5の項、11の項、17の項又は21の項に規定する

証明書の交付を受けようとする者が」に、「当該個人番号カード」を「次に掲げるもの」に改め、「(昭和42年条例第16号)」を削り、本則に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
- (2) 移動端末設備（法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、有効期間内であって、かつ、法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

附 則

この条例は、令和5年4月1日又はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第49条の規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。